

愛媛県医療・保健福祉最適化戦略策定業務 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、愛媛県医療・保健福祉最適化戦略策定業務を委託する業者を選定するにあたり、幅広い知見や優れた企画力をもつ事業者の創意工夫、ノウハウの活用が重要であることから、最も適切な創造力、企画力、経験などを有する事業者に委託するために実施する公募型プロポーザル（企画提案募集。以下「プロポーザル」という。）方式の手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

第1 委託業務の概要

- 1 業務名
愛媛県医療・保健福祉最適化戦略策定業務
- 2 業務内容
別添「愛媛県医療・保健福祉最適化戦略策定業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- 3 履行期間
契約締結日から令和9年3月31日まで
- 4 委託料の上限
11,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

第2 公募型プロポーザルへの参加資格

本業務に係るプロポーザル参加者は、次の要件を全て満たす者とする。

- 1 愛媛県知事の審査を受け、令和8～10年度における製造の請負等に係る競争入札参加資格者名簿に登録されている、又は契約締結までに登録が予定されていること。なお、本社、支社等の別は問わない。
- 2 委託業務に関するノウハウ及び体制を有し、かつ当該業務委託を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- 3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定のいずれにも該当しないこと。
- 4 国又は地方自治体から競争入札の参加資格停止を受けていないこと。
- 5 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- 6 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てをしている者でないこと。
- 7 企画提案書の提出期限の日前6月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。

- 8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者に該当しないこと。
- 9 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。
- 10 共同企業体で参加しようとする場合は、代表者は「1から9」の資格要件を満たすとともに、構成員は「2から9」の資格要件を満たすこと。また、構成員として参加する場合、同時に単独での参加はできない。

第3 スケジュール（予定）

- | | |
|-------------|-----------------|
| 1 企画募集開始 | 令和8年3月30日（月） |
| 2 質問書受付期限 | 令和8年4月13日（月）17時 |
| 3 参加申込書提出期限 | 令和8年4月13日（月）17時 |
| 4 企画提案書提出期限 | 令和8年4月30日（木）17時 |
| 5 審査結果通知 | 令和8年5月上旬 |

第4 応募手続

1 担当窓口

愛媛県保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課企画係

住所：〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号：089-912-2383 FAX：089-921-8004

電子メールアドレス：hokenhukushi@pref.ehime.lg.jp

※電話連絡及び書面の提出は、平日の9時から17時まで（正午から13時までを除く。）とする。

2 質問の受付及び回答

企画提案の参加に当たって質問事項等がある場合は、質問書（様式1）により受け付ける。

なお、提案書類の記載内容及び審査基準に関する質問、他の参加申込者からの提案書提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げる恐れがあるので、受け付けない。

（1）受付期間

令和8年3月30日（月）から4月13日（月）17時まで（必着）

（2）提出方法

質問書（様式1）を電子メールで第4の1のアドレスに送信すること。

なお、件名は「愛媛県医療・保健福祉最適化戦略策定業務に関する質問」とし、送信後、第4の1窓口に電話で着信確認を行うこと。

（3）回答方法

質問及び回答内容は、参加申込書の提出があった全ての者に対し、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に

のみ回答する。なお、電話や来訪による口頭での質問は受け付けない。

3 参加申込書の提出

企画提案への参加を希望する事業者は、次の（１）の書類を提出すること。

（１）提出書類

①参加申込書（様式２）

・共同企業体は様式２－１及び様式３、様式３－１、共同事業体協定書の写しを提出すること。

②付属書類（会社の概要等を記したパンフレット等）

・共同企業体の構成員で、第２の１の競争入札参加資格者一覧に登録を予定していない場合は、「履歴事項全部証明書（提出日の３か月以内の原本）」を添付すること。

（２）提出期限

令和８年４月１３日（月）１７時（必着）

（３）提出方法・提出先

持参、郵送又はメールにより、第４の１の窓口へ提出すること。

なお、郵送の場合は受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

また、メールにより提出する場合は、件名を「愛媛県医療・保健福祉最適化戦略策定業務の参加申込書提出に当たっての送信先確認依頼」とし、送信後、第４の１窓口に電話で着信確認を行うこと。

ただし、共同企業体で参加しようとする場合に提出が必要となる「誓約書（様式３）」及び「委任事項（様式３－１）」は、持参又は郵送に限る。

（４）参加辞退

参加申込書提出後に参加辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

4 企画提案書の作成・提出

企画提案書は、仕様書及び別添「企画提案書作成要領」に基づいて作成し、次のとおり提出すること。

（１）提出期限

令和８年４月３０日（木）１７時（必着）

（２）提出物

企画提案書（正本１部、副本５部）

（３）提出方法・提出先

持参又は郵送により、第４の１の窓口へ提出すること。なお、郵送の場合は受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

（４）留意事項

①企画提案書は、１者１提案のみとする。

②第１の４の委託料の上限額を超えるものは、審査の対象としない。

5 企画提案書の取扱い

- (1) 提出後の企画提案書については、原則として再提出及び差替えは認めない。
ただし、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合がある。
- (2) 提出期限後において、提出書類は理由を問わず返却しない。
- (3) 提出された書類は、審査に当たり必要に応じ複写することがある。
- (4) 提案を取り下げる場合は、取下げ願い書（任意様式）を提出するものとする。なお、取下げ願い書の提出があった場合でも、提出された企画提案書は返却しない。
- (5) 提出期限までに企画提案書を提出しない者は、辞退したものとみなす。
- (6) 次のいずれかに該当する企画提案書は無効とする。
- ①企画提案書や申告書に虚偽の記載をした場合。
 - ②参加条件を満たさない事業者や選考過程で参加条件を満たさなくなった場合。
 - ③誤字、脱字等により必要事項が確認できない場合。
 - ④その他、仕様書に沿わない提案など、企画提案として適切でないと選定委員会が判断した場合。

第5 業務予定者の選定方法

1 次の基準に基づき審査を行い、業務予定者を選定する。

項目		審査のポイント	配点
業務内容の理解度		○事業の趣旨や目的を十分に理解した提案内容になっているか。	10
業務の計画及び実施方法	専門知識及び経験	○本県の医療・保健福祉分野の分析に十分な知見及び実績を有しているか。 ○従事予定者は業務遂行に係る十分な経験を有しているか。	15
	提案内容の優良性	○業務を確実に遂行するための具体性や妥当性、実現可能性を伴い、優れているか。 ○戦略を策定する上で、具体的な情報収集や適切な分析手法が示されているか。	20
	提案内容の独創性	○戦略を策定する上で、実効性を高める観点での独自発想や提案が盛り込まれているか。	15
実施体制	体制の充実度・役割分担	○スタッフの人数や実績が適切かつ信頼できるものとなっているか。 ○各スタッフに適切に役割が振り分けられており、円滑に業務を遂行できる体制となっているか。 ○県と随時、連絡・調整を図ることができるスタッ	20

		フが配置されているか。	
	業務遂行能力	○適切に業務を遂行できる能力を有する人員が配置されているか。 ○業務の実施スケジュールは適切か。	10
費用計上の妥当性		○提案内容に即した適切な見積額となっているか。 ○積算内訳は明確かつ適切に記載されているか。 ○見積額に対して高い効果が期待できるか。	10

2 審査は、書面による。

第6 業務予定者の選定

1 審査方法

- (1) 選定委員会が企画提案書を採点し、最も優れた提案として評価した上位1位の者を、業務予定者とする。
- (2) 提案者が1者のみの場合は、審査の結果において審査得点が総得点の6割以上である場合に、業務予定者として選定する。

2 審査結果

審査結果は、審査後全ての提案者に書面で通知するとともに、愛媛県ホームページに業務予定者の名称を公表する。ただし、順位や採点結果を知らせるものではない。なお、審査内容に関する質問や異議は、一切受け付けない。

第7 公正なプロポーザルの確保

- 1 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 参加者は、競争を制限する目的で、他の参加者と参加意思及び提案内容についていかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。
- 3 参加者は、事業者選定前に他の参加者に対して提案書等を開示してはならない。
- 4 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

第8 契約

1 契約の締結

契約については、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、業務予定者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行い、県と業務予定者の双方が合意に至った場合に、業務予定者から見積書を徴し、別途定める予定価格の範囲内であることを確認し、委託契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

また、業務予定者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査において次点となった者と契

約内容について協議を行った上で、契約を締結する場合がある。

2 契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に準じることとする。

3 契約書の作成

契約書は書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結（以下「電子契約」という。）が可能である。契約にあたり、電子契約を希望する場合は、見積書の提出期限までに第4の1のアドレスへ電子メールにより、電子契約同意書兼メールアドレス確認書（契約手続き時に別途送付する。）を提出すること。

契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印（電子契約の場合は、電子署名）しなければ、本契約は確定しないものとする。

第9 その他

- 1 提出された参加申込書及び企画提案書は、業務予定者の選定以外の目的で使用しない。
- 2 企画提案書の作成及び提出等に要する経費は、全て参加者の負担とする。
- 3 企画提案及び契約の手続並びに委託業務の実施において、使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。